

視障9条の会ニュース 第24号

2013年10月1日発行

北海道視覚障害者9条の会(視障9条の会)
〒003-0026 札幌市白石区本通2丁目南5-5

電話 090・3391・7423(吉田)

メールアドレス heavy@rio.odn.ne.jp

振替 02790 - 1 - 45225

長沼判決40周年記念行事参加報告

本会からは、9月7日の講演とシンポジウムに6名、8日の現地ツアーに19名が参加しました。以下にその概要を極簡単に報告します。

7日。「改憲策動と長沼のたたかい」のテーマで長沼裁判の弁護団内藤功氏による記念講演では、安倍政権の改憲戦略を鋭く分析しました。また、シンポジウムでは、イラク派兵訴訟名古屋判決の川口弁護士等が加わり、長沼訴訟が有する被害者視点とイラク派兵訴訟が有する加害者視点、双方の視点から自衛隊と憲法9条の問題が論じられました。

翌8日。長沼に行き、長沼町には夕張川、千歳川の二つの川が流れており、町並みは川よりも低い位置にあるという地形的な条件について学びました。訴訟の発端となった、水害を防ぐ馬追山(まおいやま)の国有保安林の指定を解除してミサイル基地を建設したことにより、どれほど水害を拡大させたか、そしてそれに比して自衛隊のミサイル基地がどれほど国民(住民)を護ってくれるものなのか、その矛盾と怒りが伝わってきました。さらに、農民運動の碑や、長沼町出身の経済学者野呂栄太郎の碑なども見学しました。昼食の交流とジンギスカン。美味しくて食べ過ぎた人も多かったとか。採れたての野菜や地元の方々による手作り味噌などの買い物も楽しみました。早朝から準備いただいた皆さん、美味しく楽しく過ごさせていただき、ありがとうございました。

最も印象に残ったのは、7日の懇親会での福島元裁判長のスピーチでした。福島氏といえ



ば、この長沼判決「自衛隊は違憲」の判決を下した方。40年前の判決については「裁判官の良心に従って行なっただけです。」と一言。40年の月日の中で、多くの方々がたくさんの思い出話をされる中、いろいろな本を読んでもみると世界は不戦に向かっている。そんな中であって今の日本の国政は反対の方向を向いている、と述べられ、氏が常に未来に視点を向けておられることを強く感じました。

長沼裁判に関わった方々のお話を、このように直接うかがえる機会を得ることは、どんどん難しくなっています。40年という月日が流れても課題は残るどころか拡大するばかりです。一つ一つの貴重なことばを、どのように生かしていったらよいか、などと軽々しく書くこともできないが、やはりしなければいけない視点の襲が1つ増加した二日間でした。

(文責 吉田重子)

【感想】

今回新しく会員になられた Y さんからその日のうちに感想のメールをいただきましたので、ご紹介します。

「初めての学習会に、参加したわたくしの感想といたしまして……大人であるわたくしたちは、若い人たちに対して、重大な責任を、感じるべきであると思いました。歴史上の人物は、権力を持っている人だけではないはずです。ですから発言力が小さくても、平和の必要性を訴えるべきなのですよ。」

このような感想をいただき、再び、元気が出ました！これからも、いろいろ企画して行きたいと思えます。日帰り研修によい場所、学習内容のテーマなどありましたら、いつでもご連絡ください。学習会講師への立候補も大歓迎！実は、講師をした人が、一番力をつけることになるのです！

「美しい国」が産み出す格言やら四字熟語やら

福島原発の汚染水問題について「状況はコントロールされている……」という安倍総理の「明快な説明」によって東京のオリンピック招致が決定した。何とも後味が悪い。招致決定の当日のメディアは、安倍総理の決意の強さを称えた。さすがにその後、汚染水の漏れの現実を直視せざるをえない報道がある程度はなされているものの、「嘘も方便」とは、「美しい国の格言なり」では済まされない。さらにたちが悪いのは、この格言の乱用を確言することだ。きっぱりということ、断言する態度は、優柔不断なものより一見気持ちがいい。しかし、この国の政治家たちは、はっきりしてほしい政策には優柔不断な態度を取り、根拠もない時に限って断言をぶっ放す。根拠なき断言→根拠なき精神論、これほどたちの悪いものはないではないか。この根拠なき断言をメディアたちが持ち上げるとき、オリンピックという人にとっての目標にもなりうる肯定的なものが、戦時報道のイメージと重なってしまうのは私だけだろうか。

「法律改憲」という語は、いつから存在しているのか。これも「美しい国の四字熟語」？「秘密保全保護法案」が、すでに着々と準備され、今秋の臨時国会にかけられる。国家による軍事などの情報の秘匿。法律により、改憲を外堀から埋めていくという話らしい。9条を変えるために、まず96条（改憲手続き）をしようとして失敗。次は、98条、最高法規としての憲法の位置づけを変容させてしまうのだろうか。「違憲判決」など、どこ吹く風ということなのだろうか。

とにかく、この異常な状態を、一人でも多くの人が異常だと気付けるために、がんばりましょう。

編集後記

各地での9条の会集会等への参加報告などもお待ちしております。1月の学習会でお会いしましょう。（S.Y.）